

次期「水産振興基本計画」の策定について

(令和7年度 水産振興審議会資料)

令和8年1月

経済産業部水産・海洋局

■ 静岡県水産振興基本計画とは

- ・水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（静岡県水産振興条例）

■ 新たな水産振興基本計画の策定

- ・鈴木知事のもと、新たな県の総合計画（県政全体の計画）の策定に合わせて、次期「水産振興基本計画」を策定

< 策定スケジュール >

| 令和7年6～9月 | 10月 | 11～12月 | 令和8年1月 | 2月 | 3月 |
|--|--|---|--|--|---------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画の検討 ・ 水産分野の施策の具体化 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 水産振興審議会 (1回目) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子案の審議 ・ 意見聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案検討 ・ パブリックコメント | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 水産振興審議会 (2回目) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見反映 ・ 修正案の審議 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 2月議会 </div> <p style="text-align: center;"> 議会報告</p> | <p style="text-align: center;">公表</p> |

社会的背景の変化

2022～2025年度

2025～2028年度

新型コロナによる消費減退

→ 首都圏需要に頼らない新たな流通体制構築の必要性

複数魚種で不漁が継続

→ 水産資源の維持・増大、調査研究の推進（マリバ`イ）

海洋環境の変化が大きく影響
多くの魚種で不漁が継続

→ 新たな魚種の利活用

→ 海業推進、新水産業モデル

→ 未来づくりの検討を具体化

・ シンプルな構成と文章表現

・ 行政/調査研究を溶け込ませ

次期「水産振興基本計画」

①水産業の生産性向上

- ・ 漁獲が増えている南方系魚種の利活用
- ・ 漁業者や加工業者の所得向上の取組の支援
- ・ 水産物の安全安心の確保
- ・ 水産物の認知度向上、消費拡大
- ・ 地域資源を活用した海業の推進
- ・ 漁港等の災害への対応力強化

②水産資源の管理

- ・ 水産資源や海洋環境の調査
- ・ 適切な資源管理の推進
- ・ 環境変化に対応した栽培漁業の推進
- ・ カワウ対策など内水面資源の維持・増大
- ・ 養殖業の振興
- ・ 磯焼けからの藻場の回復

③浜の未来づくりの推進と人材の育成

- ・ プラットフォームでの異分野連携の検討
- ・ 漁業者活動への指導、支援
- ・ 制度資金を活用した経営支援
- ・ 県民への情報発信
- ・ 水産業の人材の育成と労働力の確保

<参考>

第1回水産振興審議会の発言とその対応状況

| 氏名 (敬称略) | 発言要旨 (基本計画抜粋) | 対応 |
|-------------|---|--|
| 鈴木 博 | 漁業者の不足への対応、静岡の漁業・食育の情報発信強化、漁業から流通が一体となった施策の策定 | 1-(1) 海洋環境の変化に適応した水産業の構築 1-(2) 新たな流通・加工体制の構築 3-(1) 水産業を未来につなぐプラットフォームの活用 3-(3) 即戦力となる水産業の人材の育成・確保 |
| 小松 俊一 | 漁業就業者増加のための、漁業の魅力向上 | 3-(1) 水産業を未来につなぐプラットフォームの活用 3-(3) 即戦力となる水産業の人材の育成・確保 |
| 小林 大介 | 若手漁業者の収入増と海業の推進 | 1-(4) 地域資源を活用した新たな取組の推進 3-(1) 水産業を未来につなぐプラットフォームの活用 |
| 平塚 聖一 | 資源を維持しながら輸出を促進 | 1-(2) 新たな加工・流通体制の構築 2-(1) 水産資源の持続可能な管理の推進 |
| 實石 三紀 | 将来に希望が持てる漁業の実現 | 3-(1) 水産業を未来につなぐプラットフォームの活用 3-(3) 即戦力となる水産業の人材の育成・確保 |
| 長谷川 寛 | 「加工原料の確保」について具体的な取組内容、人材育成の取組 | 1-(2) 新たな流通・加工体制の構築 3-(3) 即戦力となる水産業の人材の育成・確保 |
| 末永 美雪 | 水産と県民を近づけるための方策や情報発信 | 3-(2) 漁業を営む経営体や漁協の基盤強化 |
| 川村 雅美 | 漁獲物をいかに高く売るか、漁業者の収入の確保 | 1-(1) 海洋環境の変化に適応した水産業の構築 |
| 清水 裕子 | 海洋環境に対応したイノベーション、経営支援、未利用魚の活用 | 1-(1) 海洋環境の変化に適応した水産業の構築 3-(2) 漁業を営む経営体や漁協の基盤強化 |
| 佐藤 安紀子 | 民間等と連携した大きなイベントの実施 | 1-(4) 地域資源を活用した新たな取組の推進 3-(2) 漁業を営む経営体や漁協の基盤強化 |
| 大浦 佳代 | 基本計画に異議なし | — |
| 山本 洋子 | 県内の他の産業と連携した高付加価値の取組、缶詰に特化した世界的商品の開発等 | 1-(2) 新たな加工・流通体制の構築 1-(3) 県産水産物の需要拡大 3-(1) 水産業を未来につなぐプラットフォームの活用 |
| 李 銀姫 | 漁協職員の育成や支援、水産現場の女性参画の推進 | 3-(1) 水産業を未来につなぐプラットフォームの活用 3-(3) 即戦力となる水産業の人材の育成・確保 |

成果指標

1 経営体あたり漁業産出額（かつお・まぐろ漁業を

【現状】

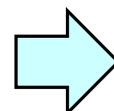
出典：漁業・養殖業生産統計（農水省）、漁業センサス（農林水産省）
沿岸漁業を主な支援対象とするため、かつお・まぐろ類を除く海面漁業と海面養殖業から算出

| 年 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5* |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 産出額 (万円) | 910 | 986 | 923 | 896 | 809 | 732 | 1,176 |

【目標】

| |
|-------|
| R10 |
| 1,000 |

- ・異業種連携や新たな価値創造を推進
- ・藻場やアサリ資源の回復に向けた取組強化



過去5年間の平均907万円 **10%増をめざす**

※ コロナ5類移行後に一時的な魚価高騰

新規漁業就業者数（毎年）

【現状】

水産振興課調べ：水産庁新規就業者調査報告数と大臣許可漁業関係の新規就業者調査報告数から算出

| 年 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------------|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 新規就業者 (人) | 91 | 68 | 60 | 57 | 62 | 41 | 65 |

【目標】

| |
|----|
| 毎年 |
| 65 |

- ・ R5実績（漁業種類別）
しらす船曳網19、まき網（海外、大中型）20、
遠洋かつお一本釣10、遠洋まぐろ延縄8、定置網5、その他3

過去5年間の最高人数を維持

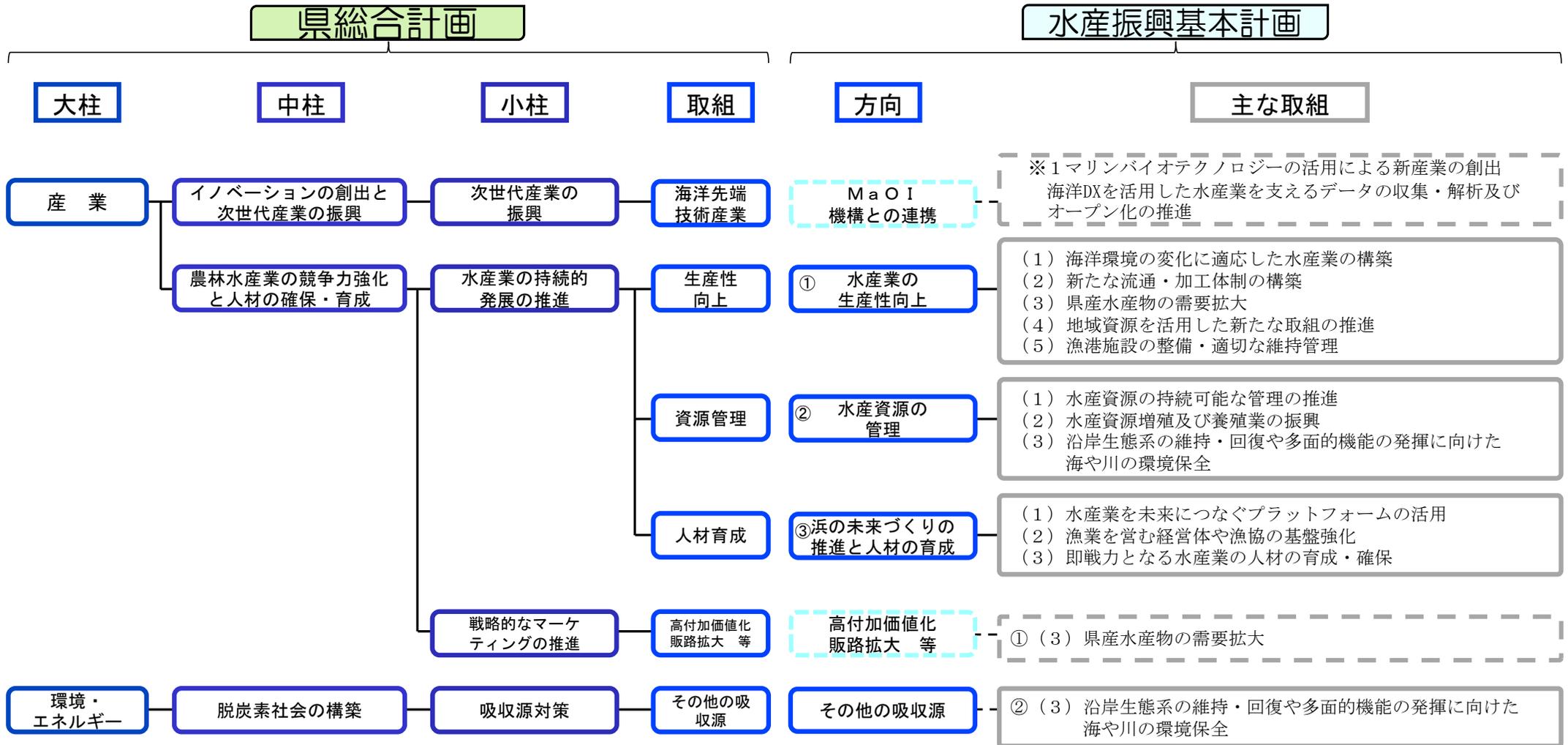
<参考>

年次数値（取組目標）

| 項目(所管課) | 現状値 | 目標(考え方) |
|------------------------------------|---|---|
| 沿海地区漁協における 海業の取組件数 (水産振興課) | R5: 45件 初島～浜名の漁協・支所のうち16地区が取組中 販売11、飲食10、加工5、マリンレジャー5、釣り4、観光3、 体験漁業1、宿泊0（地区内で複数の取組あり） | R10: 65件 年4件 ずつ増加 |
| 岸壁の新設 又は予防保全の 完了数 (漁港整備課) | R3～R6: 累計8施設 <small>水産基盤整備事業等で実施する外郭、係留及び輸送施設の整備完了数</small> R4: 2施設(網代漁港:西防波堤、静浦漁港:獅子浜-4.0m岸壁) R5: 3施設(静浦漁港:獅子浜1号道路ほか) R6: 3施設(戸田漁港:大浦(3)-4.0m岸壁、舞阪漁港:玄斉堀物揚 場ほか) | R10: 累計20施設 年2～4件 完了 網代、静浦、焼津 舞阪で予定 |
| 資源管理に 取り組む魚種数 (水産資源課) | R6: 17魚種 静岡県資源管理方針に記載の対象種 R2: 5魚種(サンマ、マアジ、マイワシ、スルメイカ、クロマグロ) R3: 11魚種(マサバ・ゴマサバ、トラフグ、ヒラメ、マダイ、キンメダイ シラス、アワビ類、サクラエビ、イセエビ カタクチイワシ、ウルメイワシ) R4: 1魚種(ブリ) | R10: 18魚種 R9以降、 カツオ を対象に資源 管理協定を作成予定 |

<参考>

県総合計画 と 水産振興基本計画の関係



静岡県水産振興基本計画の根拠

静岡県水産振興条例 (2019年3月制定)

(基本計画)

第7条 知事は、水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する基本的な計画(以下「**基本計画**」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する基本的な方針
- (2) 水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する中長期的な目標及び計画的に講ずべき施策
- (3) 水産業及び水産関連業並びに漁村地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、**広く県民に意見を求めるものとする。**

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、静岡県附属機関設置条例(昭和27年条例第60号)第1条の規定により設置された**静岡県水産振興審議会の意見**を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを**公表**しなければならない。